

## 報告事項No. 7

# 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

### 1 臨時代理した事項

#### (1) 件名

「川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」(案)の制定

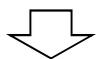
#### (2) 内容

教育長の期末手当の年間支給割合を100分の5引き上げる。

(改正前) 100分の325 → (改正後) 100分の330

#### ア 令和4年度支給分(第1条の改正)

【6月期】	【12月期】	合計
100分の162.5	100分の167.5	100分の330



年間増額分100分の5を6月期と12月期に均等に配分

#### イ 令和5年度以降支給分(第2条の改正)

【6月期】	【12月期】	合計
100分の165	100分の165	100分の330

### 2 臨時代理を行った日

令和4年11月7日

### 3 臨時代理を行った理由

令和4年12月期における教育長の期末手当について支給割合の改定が必要となり、11月28日に開会する市議会へ条例議案を提出する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を  
改正する条例（案）

第1条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成  
27年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に  
改める。

第2条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部  
を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改め  
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4  
月1日から施行する。

## 制 定 理 由

川崎市人事委員会から市議会及び市長に対してなされた令和4年10月7日付け報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当の額の改定に関連して特別職の職員の期末手当について必要な措置を講ずるため、この条例を制定するものである。

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年川崎市条例第30号</p> <p>(第1条～第5条 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、100分の<u>167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年川崎市条例第30号</p> <p>(第1条～第5条 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、100分の<u>162.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p> <p>(以下 略)</p>

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号</p> <p>(第1条～第5条 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、100分の165を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号</p> <p>(第1条～第5条 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、100分の167.5を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p> <p>(以下 略)</p>